

【注意!!】 能取湖の海面指定について (平成31年4月15日版)

- 平成30年9月1日に網走市内にある能取湖が、漁業法第6条第5項第5号の湖沼に指定されます。
- この指定により現在、漁業法上の「内水面」である能取湖は、道内のサロマ湖や風蓮湖、厚岸湖と同様、漁業法上の「海面」となります。
- これに伴い、平成30年9月1日以降、遊漁等に関するルールが次のとおり変わりますので、ご注意願います。
 - ・ **能取湖内のあさりの開放区で「くまで」が使用できなくなります。**
海面では「くまで」は、北海道海面漁業調整規則第44条（遊漁者等の漁具又は漁法の制限）の規定により、禁止された漁具となります。
なお、西網走漁協の漁場耕耘事業によるあさり潮干狩りに参加し、条件を満たす場合は、別に定める漁具の使用が認められます。
詳細は、水産課のページ（ホーム>産業振興部>水産課>水産課のページ）内の<お知らせ>『能取湖におけるあさりの潮干狩りについて（漁場耕耘事業の実施）』をご覧ください。
 - ・ **あさりの採捕禁止期間が変更になります。**
当海域では、北海道海面漁業調整規則第39条（禁止区域等）の規定により、あさりの採捕禁止期間が7月16日から9月30日となります。
また、能取湖には漁業権が設定されているため、漁業権魚種の採捕が周年禁止されています。
なお、あさりについては、西網走漁協の漁場耕耘事業の期間（4月15日～7月15日）に限り採捕禁止が解除されています。
 - ・ **湖内で遊漁船の営業を行う場合は、遊漁船業の登録が必要となります。**
遊漁船業の適正化に関する法律第2条第1項の規定に能取湖が追加され、法の適用対象となります。

参考（背景・経過）

能取湖は、昭和49年4月の能取湖口永久水路化を境に海水交換が行われるようになり、40年以上が経過して、実質的に海面と同様となったことから、地元要望を受けた農林水産省が本年4月16日に改正に係る告示を行い、9月1日から施行されるものです。

